

滋賀大学教育学部学生支援システム個人情報管理方針

(目的)

第1条 この方針は、国立大学法人滋賀大学教育学部（以下「教育学部」という。）が有する学生支援システムに関する学生の権利、利益及びプライバシー保護のために必要な措置を講じ、当該個人情報の取扱いに関する教育学部の責務を明らかにすることを目的とする

(用語の定義)

第2条 「個人情報」とは、学生個人が識別されるもので、教育学部が業務上取得又は作成した情報をいう。

(責務)

第3条 教育学部長は、個人情報を取得、保管又は利用するにあたり、個人情報の重要性に鑑みて必要な措置を講じなければならない。

- 2 教職員及び教職員であった者（以下「教職員等」という）は、業務上知り得た個人情報の漏洩、改ざん、その他不当な利用を行ってはならない。
- 3 学生、教職員等は、個人情報保護の重要性を認識し、その保護に関する教育学部の施策に協力しなければならない。
- 4 学生支援システム運営委員会は、個人情報の適正な取得、管理及び利用に対して責任を負う。

(取得目的)

第4条 学生支援システムにおいては、以下の目的のために個人情報を取得する。

- (1) 教職研修、セミナー、ガイダンス、面談など、各種支援事業に関する学生への情報提供
- (2) 在籍学生及び既卒の希望者に対する、求人、支援情報、採用試験に関する学生への情報提供
- (3) 内定状況調査ならびに免許状や希望校種などに応じた学生への講師採用の斡旋
- (4) 就職支援の充実やカリキュラム改善のための統計的資料
- (5) 文部科学省への報告や点検・評価事業のための基礎的資料

(適正管理)

第5条 学生、教職員等、及び関係する委員会は、個人情報の保護に努め、その正確性等を維持するために、次に掲げる事項について、適正に管理しなければならない。

- (1) 滅失、損傷、破壊、改ざん及び漏洩等の事故の防止
 - (2) 正確性及び最新性の維持
 - (3) 不要となった場合の迅速かつ確実な廃棄又は消去
 - (4) アクセス状況の記録及び一定期間の保存
- 2 個人情報の作成・管理・運用に関しては、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規程」、「国立大学法人滋賀大学保有個人情報管理規程」、「国立大学法人滋賀大学の保有個人情報ファイルのパスワード等の管理に関する基準」等、本学の関連規則・規程・基準に則って行う。
- 3 個人情報が滅失、損傷、破壊、改ざん及び漏洩等した場合又はそれらの可能性がある場合には、すみやかに学生支援システム運営委員会に報告し、その原因、発生経路及び結果を明確にしなければならない。
- 4 学生支援システム運営委員会が管理する個人情報は、卒業後3年間保存し、満3年が経過した時点で破棄する。

(利用制限)

第6条 個人情報は第4条に示す取得目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 法令の定めがあるとき
- 2 担当委員会（者）ごとのアクセス権限は、情報の内容に照らして学生支援システム運営委員会

が判断し、別に定めるものとする。

(個人情報に関する業務の学外委託)

第7条 個人情報に関する業務の学外委託（以下「学外委託」という。）を行なう場合は、次に掲げる事項に留意し、遺漏防止に努めなければならない。

- (1) 個人情報の保護が、十分保証できるものであること。
 - (2) 処理方法が、当該個人情報又は記録媒体の性質に照らして適切であること。
- 2 学外委託を行なう場合には、契約書を作成し、次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 個人情報の機密保持に関する事項
- (2) 個人情報の目的外利用並びに第三者への開示及び提供の禁止に関する事項
- (3) 再委託の禁止に関する事項
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 提供資料の返還義務に関する事項
- (6) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (7) 第1号から第6号に掲げる事項に違反した場合又は遵守義務を怠った場合の措置及び損害賠償義務に関する事項
- (8) 事故処理の責任分担に関する事項
- (9) 監査実施に関する事項
- (10) その他学生支援システム運営委員会が必要と認めた事項

(開示等及び苦情処理)

第8条 学生は、自己の個人情報の管理状況について問い合わせることができる。その際、問い合わせた個人の本人確認ができた場合に限り、問い合わせに応じるものとする。

- 2 個人情報の取り扱いに関する苦情・要望・問い合わせ等は学生・就職支援係にて受け付ける。
- 3 学生支援システム運営委員会は、個人情報の保護に関する苦情申立てがなされたときは、すみやかに審議し、対応を決定して、その結果を本人に通知しなければならない。
- 4 学生支援システム運営委員会は、必要があると認めたときは、苦情申立てを行なった本人及び関係する責任者等に対して意見の聴取を行なうことができる。

(学内関連委員会との連携)

第9条 個人情報保護に関して問題が生じた場合は、学生支援システム運営委員会ならびに教育学部長は必要に応じて、国立大学法人滋賀大学リスク管理委員会等の関係する委員会と連携を取って、問題の解決を図るものとする。

附 則

この方針は、平成23年4月1日から施行する。